

第 1082 回教育委員会 会議録

令和 2 年 4 月 16 日

14:00~14:15

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1082 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、片桐委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

⑤議 事

<菅間教育長>

これより議事に入ります。

議第 1 号「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る臨時専決処理の承認について」、高校教育課長から説明してください。

<高校教育課長>

議第 1 号「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る臨時専決処理の承認について」、御説明申し上げます。

この度の学校臨時休業の対応につきまして、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したことについて、承認を求めるものです。専決処理した事案は 2 件でございます。

1 件目は令和 2 年 4 月 5 日に各県立学校に通知しました「県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底について」でございます。県立学校における新学期の対応につきましては、4 月 2 日に文部科学省の教育活動の再開等に関する通知、政府の専門家会議の提言、県の専門家等の御意見や同日までの本県の状況を踏まえて総合的に判断し、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、学校における感染クラスター発生防止対策を講じて、新学期から学校教育活動を再開することを各県立学校に通知していたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染者が 3 月 31 日に米沢市において県内で初めて確認され、その後も上山市、新庄市でも確認されまして、4 月 4 日時点で 8 名に拡大したこと等の県内における感染拡大を受けて、県立学校において感染防止対策及び体制整備の徹底を図ることとし、感染症防止対策に係る緊急点検を行い、体制整備が図られた学校から順次、新学期を開催することとしました。

議1-2をお開き願います。1の通知の概要について御説明申し上げます。(1)「学校再開に向けた緊急点検」の実施につきましては、チェックリストに基づき点検を実施し、体制整備が図られた学校から順次始業することとしました。ただし、既に感染者が確認された地域の学校においては、地域の実情を踏まえて慎重に始業時期を判断することとしました。

(2) 児童生徒の出席停止措置につきましては、児童生徒本人が感染拡大地域から帰県した日の翌日から2週間経過するまでの要件等に該当する場合は、出席停止扱いとすることとしております。この通知により各学校において緊急点検を実施し、体制整備に取り組んだ結果、4月6日(月)から9日(木)に予定しておりました県立学校の入学式及び始業式は全て延期となりました。

議1-1をお開きください。

2件目の専決処理について申し上げます。2件目の専決処理は、4月12日に各県立学校に通知、指示しました「県立学校における臨時休業の見直しと今後の対応について」でございます。1件目の通知後においても感染者が連続して確認され、県内4地域全てにおいて感染者が発生している状況等を踏まえ、4月5日に指示した緊急点検を終了した学校から入学式、始業式を行うものとし、それが終了した学校から順次ゴールデンウィークが終了する5月10日(日)まで臨時休業することとしました。

議1-2をお開きください。2の通知の概要について御説明申し上げます。「(1) 学習指導」の「①臨時休業中の対応」につきましては、登校日を設けること、登校日には密集を避けるため、分散登校とすることといたしました。また、「②5月11日以降に向けた準備」といたしましては、学校再開後の補充授業や児童生徒の心のケアの体制整備について検討する等、再開後の準備に事前に取り組んでおくよう指示したものであります。「(2) 部活動」については、行わないこととしました。「(3) 入学式」につきましては、実施に際しては、式典の内容を精選し、式典時間を短縮する、可能な限り座席の間隔を離す等の工夫を行った上で、実施するものとしたいたしました。

議1-3ページに移りまして、参加者についてでございます。原則として保護者は各家庭1名とするなど必要最小限とし、在校生についても必要最小限に留め、来賓の参加は御遠慮いただくこととしました。「(4) 教職員の対応」につきましては、体調管理に留意することはもとより、出張については真に必要なものに限定し、公私共に県外の往来は控えることとしております。また、児童生徒と同様に感染拡大地域から帰県した場合には、2週間を経過するまで在宅勤務とすることとしております。「(5) その他留意事項」といたしましては、感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止の指導を行うこと、中高生に対しては社会の構成員の一人として自覚を持って行動すること、特別支援学校の児童生徒につきましては、居場所の確保に配慮すること等を各県立学校に通知してあります。なお、一部の県立学校においては、昨日から入学式、

始業式を行っており、来週中に多くの学校で入学式、始業式が行われる予定となっております。

議1-1ページにお戻りください。以上の2点につきまして、県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の対応に緊急を要したため、専決処理いたしましたので、御承認くださいますようお願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<山 川 委 員> 新型コロナウイルスの感染拡大のような今まで経験したことがないような事態が発生しておりますが、遅れるようなことがないよう可能な限り対策を講じていくということ、事態が刻々を変化していく中で柔軟に対応していくことの2つが求められております。現在、子ども達は学校に行けない状況となっておりますが、これはやむを得ないことだと思います。現在の状況で将来を予測することが難しいですが、これまでどおりの確に対応していけば良いと思っております。

<菅間教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第2号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第2号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<菅間教育長> これで、第1082回教育委員会を閉会いたします。